

幼児教育の無償化について

無償化の対象となるには、
事前に「施設等利用給付認定申請書」の提出が必要です。
必要事項を記入の上、在籍の幼稚園へご提出ください。
※幼稚園を継続して利用し、転入される方も対象です。

◆施設等利用給付認定とは？

無償化の対象となるために必要な認定です。認定の種類で無償化の対象範囲が変わります。

認定の種類	対象	無償化の範囲
新1号認定	満3歳～5歳児クラスの子 (※3歳の誕生日の前日～卒園までの子)	通常保育料のみ 月額25,700円まで無償 ※預かり保育は無償化の対象外
新2号認定	保育の必要がある 3～5歳児クラスの子 (※満3歳になった次の4月1日～卒園までの子)	通常教育の保育料 月額25,700円まで無償 預かり保育料 日額450円×利用日数 (月額上限11,300円)まで無償
新3号認定	保育の必要がある住民税非課税世帯の 満3歳の子 (※3歳の誕生日の前日～その年度末までの子)	通常教育の保育料 月額25,700円まで無償 預かり保育料 日額450円×利用日数 (月額上限16,300円)まで無償

※給食費、教材費、行事費、通園送迎費等は無償化の対象外です。

認定区分が変わる要件になった、保育の必要性の認定をすでに受けているが理由が変わった等、年度途中に変更申請が必要となった方は、事前に園または子育て支援課へお申し出ください。
また、長岡京市外へ転居されることになった場合は、転居先の市町村で改めて認定手続きをしていただく必要があります。

【問い合わせ先】

〒617-8501

長岡京市開田一丁目1番1号（新庁舎3階）

長岡京市健康福祉部子育て支援課子育て支援係

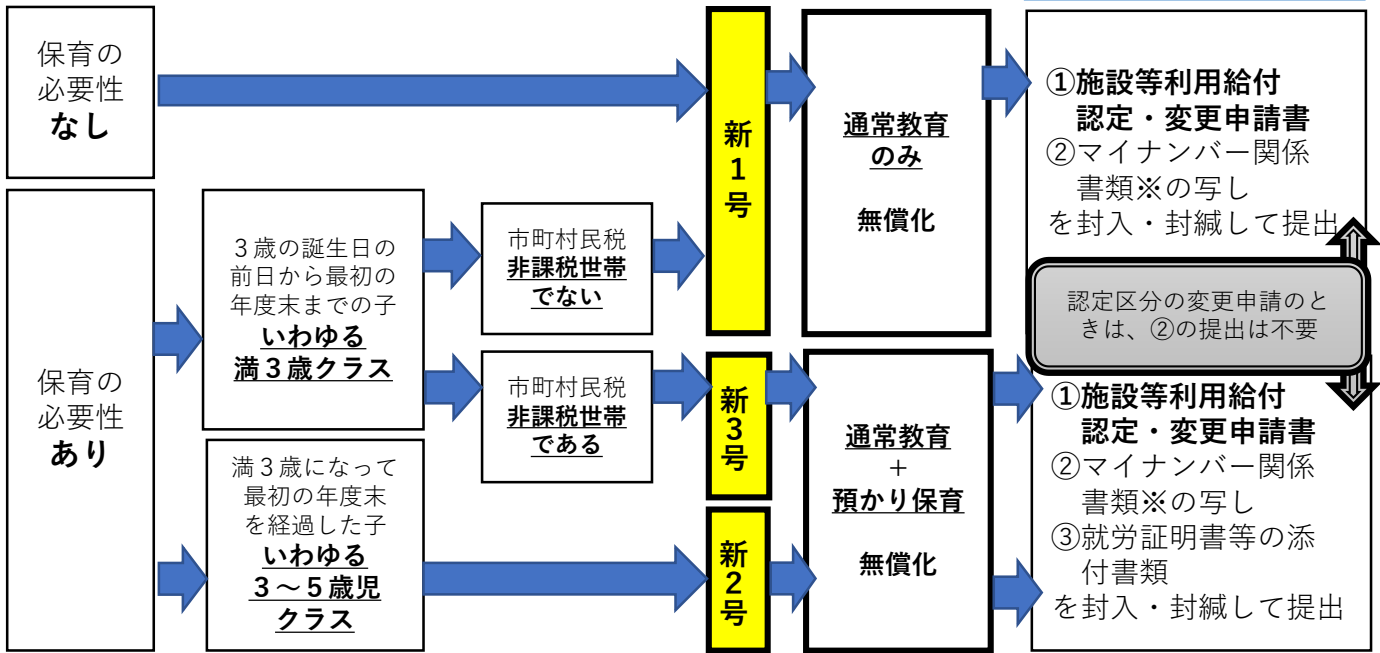
電話：075-955-3155



かして暮らしっく
長岡京

無償化の対象範囲・使用する申請書フローチャート

提出書類



※マイナンバー関係書類

①番号確認書類 マイナンバーカードの写し又はマイナンバー通知カード

②身元確認書類 顔写真付き身分証明書（運転免許証など）もしくは身元確認できる書類（健康保険証、国民年金手帳など）2つ

※マイナンバーカードの写しを添付する場合は、身元確認書類の提出は不要です。

新2号・新3号認定に必要な書類 – 保育の必要性の確認 –

「**保育の必要性**」の認定は「**保護者のいずれも**」が、以下の「**保育を必要とする事由**」に該当する場合に認定されます。

事由区分	内容	必要な添付書類
就労	月64時間以上労働することを常態としている場合	就労証明書 ※自営業の場合、確定申告の写し（新規開業の場合は、開業届の写し）を加えて添付
妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間がない ※出産予定日の8週間前から出産後8週間経過後の翌日が属する月の末日まで	下記のうちいずれかひとつ ・表紙と分娩予定日が記載された母子健康手帳ページの写し ・出産（予定）証明書
疾病・障がい	疾病・負傷または心身に障がいがある場合 ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	<疾病>診断書 <障がい>氏名、等級、有効期限が記載された障害者手帳のページの写し
介護・看護	同居親族（長期間入院等をしている親族を含む）の常時介護・看護をしている場合 ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	下記のうちいずれか ・診断書 ・氏名、等級、有効期限が記載された障害者手帳のページの写し ・介護保険被保険者証+ケアプランの写し
災害復旧	震災・風水害・火災等の災害復旧にあっている ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	り災証明書
虐待・DV	虐待やDVのおそれがある ※保育の必要性がなくなった場合はその期間	児童相談所等の意見書、公的機関の証明等
求職活動（年度内1回のみ）	求職活動（起業準備を含む。）を継続的に行っている ※認定日から2か月を経過する日の翌日が属する月の末日まで	就労誓約書と求職活動を証明する書類（ハローワークカード等）
就学	就学（職業訓練を含む） ※卒業・終了予定日は属する月の末日まで	在学証明書、履修表等（時間割表）
育児休業（継続児のみ）	育児休業を取得する場合で、その児童が引き続き保育の必要性が認められる場合 ※認定期間は出生した子が満2歳の誕生日を迎えた後の4月30日まで ※育児休業取得中の新規認定はできません。	（育児休業取得期間が記載された）就労証明書

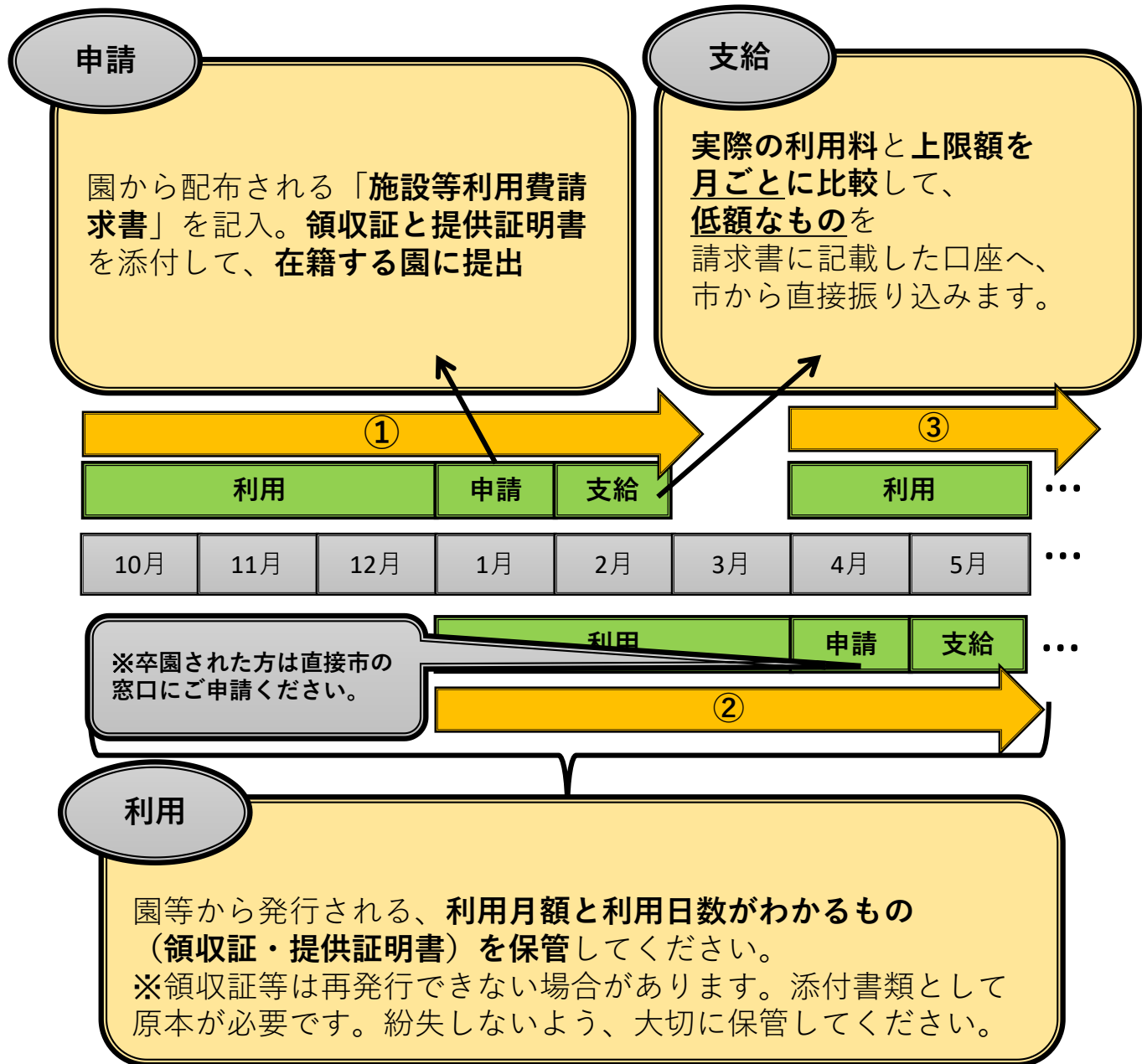
預かり保育料について（新2号・新3号認定対象）

3か月分の利用料をまとめて申請します。対象者に幼稚園から配布される、「施設等利用費請求書（償還払い用）」に必要事項を記入の上、「施設に支払った金額」、「月ごとの利用金額」、「利用日数がわかるもの」（幼稚園等から発行される預かり保育料の領収証と提供証明書）を添付して、在籍する幼稚園にご提出ください。実際の利用料と上限額を比較して低額なものを支給します。

※対象になるのは新2号または新3号の認定期間のみです。そのため、該当することがわかったときは速やかにご申請ください。認定期間外の預かり保育利用料は対象外となります。

◆利用～支給までのフローチャート（イメージ）

※実際の申請、支給日については都度幼稚園を通じてご案内します。



副食費補足給付補助金について

①対象者：市町村民税所得割額77,101円未満の世帯※の子ども及び第3子以降の子ども

※年収等により決定される市町村民税の所得割額を元に市が行います。

世帯収入	第1子	第2子	第3子以降
市町村民税所得割額77,101円未満の世帯の子ども	対象		
市町村民税所得割額77,101円以上の世帯の子ども	対象外		対象

◆給付の対象となるのは、副食費（おかず代やおやつ代等）のみです。預かり保育時に提供されるおやつ等は給付の対象外です。

◆給付月額上限額4,700円までの範囲で、保護者が実際に園に支払った副食費代が給付されます。ただし、副食費代の算出が難しい場合（外部搬入等）、1日あたり235円を副食費相当額とします。

※給食費については、各園で設定されております。また、副食費の対象とならない園があります。各幼稚園へお問い合わせください。

②多子世帯の第3子カウント方法

小学校3年生以下の範囲で、最年長の児童から順に数えて第3子以降となる児童が対象です。（小学校4年生以上はカウントしません。）



③申請及び給付方法

約半年分の利用料をまとめて申請します。対象者へ幼稚園から配布される、「長岡京市私立幼稚園の副食費に係る補足給付補助金交付申請書」に必要事項を記入の上、幼稚園から発行される「給食費の提供及び副食費の領収書」を添付して、在籍する幼稚園にご提出ください。

1日当たりの副食費相当額（算出できない場合は235円）と月額上限4,700円を比較して低額なものを支給します。

利用期間	所得算定年度	交付申請書提出期限	支給時期
4月～8月分	前年度の市町村民税所得割額	9月末	10月末頃振込
9月～3月分	今年度の市町村民税所得割額	4月末※	5月末頃振込

※卒園された方は直接市の窓口にご申請ください。